

記載例

〇〇 . 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の設計変更に関する特記仕様書

1. 本工事は、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施する場合に、設計変更によって請負代金額の変更を行うものとする。
2. 実施する対策の内容について、受発注者間で設計変更の協議を行う。
3. 協議の結果、個別の現場に係る新型コロナウイルス感染拡大防止のため必要と認められた場合には、施工計画書への記載と履行状況を確認の上で、設計変更を行う。
4. 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用例は下記のとおり。
なお、ここに掲げる例のほか、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、工事監督員と協議を行い設計変更できるものとする。

【共通仮設費】

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費（北海道職員等の旅費に関する条例の一泊あたり宿泊費を上限とする）・交通費
 - ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率及び一般管理費等率の算定対象外とする。

【現場管理費】

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率の算定対象外とする。